

かんしんでNISA!

(少額投資非課税制度)

NISAは個人投資家の資産運用を応援する非課税制度のことです。
詳細については、下記のポイントをご覧ください。

NISAの ポイント

- ① NISA口座を使って新規に投資する**公募株式投資信託**の配当所得・譲渡所得等が**非課税**
- ② 日本国内にお住いの**20歳以上**(NISA口座開設年の1月1日現在)の**個人のお客様が対象**
- ③ 新規投資額で**年間120万円**が非課税投資額の上限
- ④ それぞれ投資をはじめた年から**最長5年間の非課税期間**
- ⑤ 非課税口座は、**お一人様1口座**に限り開設することができます。
- ⑥ **複数の金融機関に同時に開設することはできません**。また、他の金融機関にNISA口座の公募株式投資信託を移管することはできません

※投資期間中の途中売却は自由にできますが、途中売却額に相当する非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。

※NISA口座と課税口座(特定口座や一般口座)との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。

※NISA口座から課税口座(特定口座や一般口座)に払い出しされた公募株式投資信託の取得価額は、払出日の時価となります。

※NISA口座を開設した金融機関を変更できますが、変更する年にNISA口座で公募株式投資信託を購入していない場合に限りです。

※年間40万円まで非課税扱いとなる積立NISAは平成30年1月から創設される制度です。

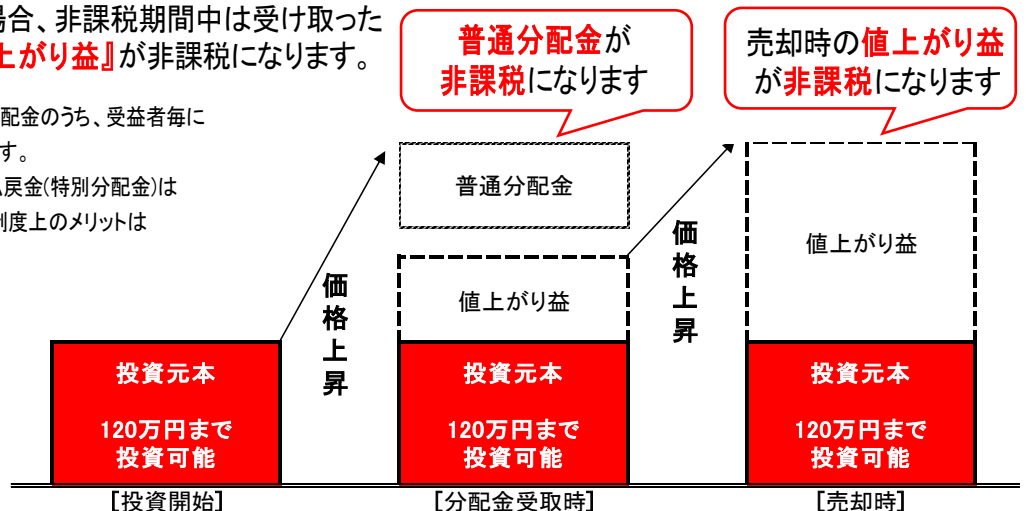
※同一年において、現行NISAと積立NISAを併用することは出来ません。

『普通分配金』と『値上がり利益』が非課税に!

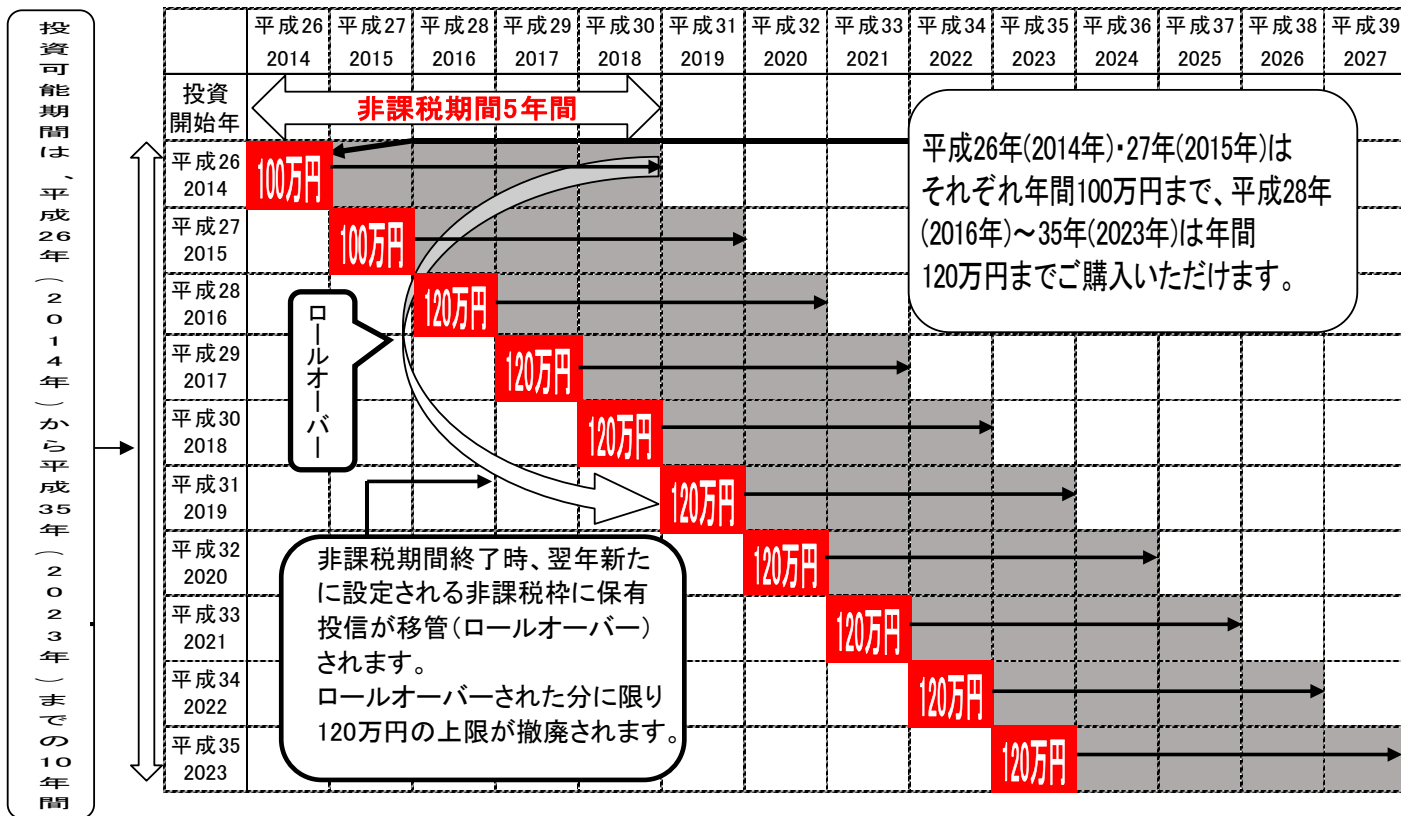
公募株式投資信託に投資した場合、非課税期間中は受け取った『普通分配金』と売却時の『値上がり利益』が非課税になります。

※普通分配金とは、公募株式投資信託の分配金のうち、受益者毎に利益が生じている部分の分配金をいいます。

※公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットはございません。



裏面もご覧ください



※上記は平成29年5月時点の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更となることがあります。

投資信託に係る注意事項等

- ◆投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、当組合でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆当組合は投資信託の購入、換金等の取扱いを行う販売会社であり、設定・運用は各運用会社が行います。
- ◆投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動しますので、元本の保証や分配金等並びに利回りの保証はありません。したがって、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されるお客様に帰属します。
- ◆投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者の信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ◆投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等<購入時手数料(お申込金の最大3.78%[税込])、信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.3%)>が必要です。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額に対する信託報酬(最大1.89%[年率・税込])と監査費用、売買委託手数料などその他費用(運用状況等により変動し、事前に料率、上限額を示す事ができません)を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。
- ◆投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ◆投資信託をご購入の際は、最新の『投資信託説明書(交付目論見書)』および目論見書補完書面等を必ずご覧いただき、内容をご確認いただいた上で、ご自身でご判断ください。
- ◆『投資信託説明書(交付目論見書)』等は、当組合本支店等にご用意しています。

投資信託に関するご照会はお取引店窓口または下記までお問い合わせください。

第一勧業信用組合 業務開発部 Tel. 03-3358-0812

【お問い合わせ受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00

※金融機関休業日を除く

平成29年6月13日 現在



気軽で温かみのある

第一勧業信用組合

商号：第一勧業信用組合

登録金融機関：関東財務局長(登金)第278号

加入協会：日本証券業協会